

令和 8 年 飯田市教育委員会 7 月定例会会議録

令和 8 年 7 月 1 4 日（火） 午後 3 時 0 0 分開会

【出席委員】

教育長	熊谷 邦千加
教育長職務代理者	北澤 正光
教育委員	野澤 稔弘
教育委員	林 綾子
教育委員	麦島 真理子

【出席職員】

教育次長	秦野 高彦
社会教育担当参事兼国民スポーツ大会推進室長	
	堤 幹雄
教育政策課長	上沼 昭彦
学校教育課長	伊藤 寿
教育センター所長	松澤 和憲
文化財保護活用課長兼考古博物館長	下平 博行
市公民館副館長	小林 和弘
文化会館館長	筒井 文彦
中央図書館長	矢澤 恵
美術博物館副館長兼歴史研究所副所長	牧内 功
教育政策課総務係長	北澤 五月

日程第1 開 会

○教育長（熊谷邦千加） それでは時間になりましたので、ただいまより令和8年飯田市教育委員会7月定例会を開会いたします。よろしくお願いします。

日程第2 会期の決定

○教育長（熊谷邦千加） 最初に、「会期の決定」を議題といたします。本定例会の会期につきましては、本日7月14日の1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日7月14日の1日ということに決定いたします。

日程第3 会議録署名委員の指名

○教育長（熊谷邦千加） 次に、会議録署名委員として、野澤稔弘教育委員を指名いたします。よろしくお願いします。

○教育委員（野澤稔弘） かしこまりました。

日程第4 会議録の承認

○教育長（熊谷邦千加） 日程の第4に入ります。6月定例会の会議録につきましては、承認を求めたいと思いますが、あらかじめ原案を各委員の皆様方にお送りしてございます。内容につきまして、ご異議等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、6月の定例会の会議録は承認をいただきました。

次の日程に進みます。

日程第5 教育長報告事項

○教育長（熊谷邦千加） 「7月教育委員会定例会教育長報告事項」をご覧ください。

新聞報道でもございましたが、株式会社中村様から、小中学生の一人一人にノートを寄贈いただきました。小学生には「ありがとうノート」というので、中学生は「DAY ONE」という名前のノートでありまして、いろいろな思いを込めて、120周年ということで、

その実際に大事にしたいことは、手で書くことの大事さをぜひ分かってほしいということや、小学生の「ありがとうノート」には、ありがとうメッセージを書いて渡せるような、そういうものも一番上についている、そんなものでありました。

いずれにしても、書くことということは、私も最近読んだ本でも、改めて大事だなということを確認しておりますので、校長会や教頭会のほうでもお知らせをして、「ぜひ、書くことを大事にしてください」ということメッセージして伝えてございます。

2つ目ですが、これは6月12日でちょっと前になりますが、みらい創造科研修で大阪府の泉大津市の小津中学校の先生、大達 雄先生っていう先生が実践発表していただきました。文科省の指定校でもあって、研究をもう何年も前からやっているんですが、やはり子どもたち、「生徒と共に創る探究の学び」について実践をされていて、特にその「生徒の願いで創るプロジェクト学習」ということで、それを「共創プロジェクト」と呼んでいるようなんですが、自分たちが「おもしろそう」と思ったことをやってみて、それで市ともコラボして、誰か、あるいは未来につながる共創プロジェクトというふうにしようというふうに進めていらっしゃいました。

それ以外も生徒自治会、こちらでいうと生徒会、学友会って呼んだりしますが、組織からルールの見直しをしたりすることによって、今まで子どもたちが主体的に学ぶとかそういうことにあまり向いていなかったのが、自ら動いて進めていく、そういうことで、実際、アンケートをとってみると、「最近の子どもたちの意識は、新たなことに対して失敗を恐れず挑戦している」ということの割合が上がったり、「自分の学校の活動により自分自身に自信を持つことができる」ということもプラス16ポイント以上、「学校が楽しい」というのも15ポイント以上も上がっているということで、非常に成果を上げているなというふうに感じました。

こうした研修が、みらい創造科の具体的な実践、あるいはそのことがまた学校づくりにも広がっていくような、そんな取組になるといいなということを感じています。

3つ目は、和田小学校で、これから再編するということで、最後の音楽会ということで行ってまいりました。

六年生が4月の段階で「紅白歌合戦を地域の人たちとやりたい」という提案をして、それは実現しました。一番最初はこのプログラムにもありますように、プロ並みのステージ衣装で日頃から鍛えた演歌を高齢者の方が歌ってスタートしました。また、市議会議員の方々のグループとか、改めてグループをつくって発表するなど、子どもたちのために地域の方が協力するという、そんなまちを巻き込んだ、楽しい紅白歌合戦になりました。

一番最初の発端は、「けん玉をやりたい」っていうところからスタートしてみたいですが、そのことが大きなこのうねりになって、地域を巻き込んだ、記念すべき音楽会になったなあと思います。

進行役は企画を持ち込んだ六年生の３人が中心になってやっているんですが、単なる進行役ではなくて、皆さんの動きを見ながら、マイクの高さが違えばさっと行って変えたり、インタビューをその場にに応じて行ったり、なんとか円滑に進められるようにということで自主的に動いていることが、非常に印象的でありました。

やはり子どもたちが自ら動くということは、そういう大きな力につながるなあと感じましたし、地域の人たち、保護者の人たちにとっても最後の音楽会ということで、まさに記憶に残る音楽会だったのではないかなと感じました。

それから、４つ目は、長野県都市教育長協議会というのが、順番が回ってまいりまして飯田市の会場にて行われました。

残念ながら、天気は雨になってしまいましたが、予算案・事業案が決定をして、その後に、飯田東中学校の、飯田市と言えりんご並木と人形劇ということで、りんご並木の活動を並木委員の皆さんが、歴史と最近のこの取組の様子について一生懸命準備して発表をいただきました。また、その後に、川本喜八郎人形美術館を視察いただいたということがございました。

あと、先週金曜日に、短大のほうに、これから養護教員になろうとしている人たちと栄養教員になろうとしている人たちの、全体で 20 名ぐらいですが、飯田市で取り組んでいる教育のこととか、これからの養護に求められている教育について、お話をしてまいりました。非常に真剣に聞いていただいたので、90 分がこんなに短いのかと思うなど、あっという間に過ぎました。また 11 月には、今度は、幼稚園・保育園の課程の皆さん方に話してほしいという要望いただいているので、そこに行ってまた話をします。地元から一人でも二人でも教員を目指す人たちが増えるといいなと思いながら、お話をしているところでございます。

以上、私からの報告でございますが、何かご質問、ご意見等ありましたら。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ありがとうございます。

○教育長（熊谷邦千加） それでは、続いて日程の6、「議案審議」のほうに入ります。

本日は15件という大変多くの審議がございますが、よろしくお願いいたします。

議案第54号 飯田市公民館運営審議会委員の委嘱について

○教育長（熊谷邦千加） 最初に、議案第54号、「飯田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

小林公民館副館長。

○市公民館副館長（小林和弘） それでは、議案第54号、飯田市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

資料7ページをお願いいたします。

本案は、社会教育法第30条及び飯田市公民館条例第6条第1項の規定によりまして、教育委員会での委嘱を求めるものでございます。

当審議会は、社会教育法第29条第1項及び飯田市公民館条例第5条に基づき設置をするものでございまして、飯田市公民館長の諮問に応じて、公民館における各種事業の企画実施について調査、審議をするものとされております。

委員の任期につきましては、飯田市公民館条例第6条第3項の規定により、2年と定められており、令和10年3月31日までといたします。

なお、委嘱いたします委員は、議案のとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○教育長（熊谷邦千加） この件につきまして質疑ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） それでは、議案第54号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり決定をされました。

議案第55号 飯田市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（熊谷邦千加） 続いて、議案第 55 号にまいります。「飯田市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則の制定について」議題といたします。

議案の説明をお願いします。

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤 寿） 8 ページをご覧くださいと思います。

議案第 55 号、飯田市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明をいたします。

遠山郷学園内の小学校再編に伴いまして、令和 9 年 4 月 1 日に遠山小学校を設置するため、必要な改正を行い、併せて字句の修正を行うものでございます。

第 4 条の 2 中、「飯田市小学校及び中学校管理規則」を、「飯田市立小学校及び中学校管理規則」に、別表中、「上村小学校、和田小学校」を「遠山小学校」に改めるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。

附則は、施行期日を定めるものでございますが、令和 9 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加） この件につきまして、質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） それでは、議案第 55 号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号は、原案のとおり決定をされました。

議案第 56 号 飯田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（熊谷邦千加） 続いて、議案第 56 号、「飯田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」議題といたします。

議案の説明をお願いします。

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤 寿） 11 ページをご覧くださいと思います。

議案第 56 号、飯田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明

をいたします。

こちらも遠山郷学園内の小学校再編に伴い、令和9年4月1日に遠山小学校を設置するために必要な改正行うものでございます。

別表第1中、「上村小学校印、和田小学校印」を「遠山小学校印」に。

別表第2中、「上村小学校長印、和田小学校長印」を「遠山小学校長印」に改め、書体及び寸法の見直しを行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。

附則は、施行期日を定めるものでございますが、令和9年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加） この件につきまして、質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） それでは、これより議案第56号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり決定をされました。

議案第57号 飯田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定 について

○教育長（熊谷邦千加） 続きまして、16 ページ、議案第57号、「飯田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤 寿） 16 ページをご覧くださいと思います。

議案第57号、飯田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明をさせていただきます。

遠山郷学園内の小学校再編に伴い、令和9年4月1日に遠山小学校を設置するとともに、令和9年4月1日から龍江4区に住所を有する児童については、中学校進学時に竜東中学校または竜峡中学校を選択して就学できるようにするため、必要な改正を行うものでござ

います。

第4条第4項中、「上村小学校」を「遠山小学校」に、別表中、「上村小学校、和田小学校」を「遠山小学校」、龍江の一部について、「竜東中学校」を「竜東中学校または竜峡中学校」に改めるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表をご確認いただければと思います。

附則は、施行期日を定めるものでございますが、第1条の規定につきましては、令和9年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行し、令和8年度においては、令和9年4月1日に入学するものに限り、適用をいたします。

説明は以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加） ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） それでは、これより議案第57号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり決定をされました。

議案第58号 飯田市立小学校及び中学校の通学区域に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

○教育長（熊谷邦千加） 続きまして、23ページになります。議案第58号、「飯田市立小学校及び中学校の通学区域に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」議題といたします。

議案の説明をお願いします。

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤 寿） 23ページをご覧くださいと思います。

議案第58号、飯田市立小学校及び中学校の通学区域に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明をさせていただきます。

遠山郷学園内の小学校再編に伴い、令和9年4月1日に遠山小学校を設置するとともに、令和9年4月1日から龍江4区に住所を有する児童については、中学校進学時に、竜東中

学校または竜峡中学校を選択して就学できるようにするため、必要な改正を行うものでございます。

第4条第1項第1号中、「上村小学校」を「遠山小学校」に、別表中、「上村小学校、和田小学校」を「遠山小学校」に、龍江4区について「竜東中学校」を「竜東中学校または竜峡中学校」に改めるものでございます。

詳細は、新旧対照表をご確認いただければと思います。

附則は、施行期日を定めるものでございますが、第1条の規定につきましては、令和9年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行し、令和8年度におきましては、令和9年4月1日に入学するものに限り、適用をいたします。

説明は以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加） この件につきまして、質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） では、議案第58号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり決定をされました。

議案第59号 飯田市立上村小学校等のスクールバスの利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（熊谷邦千加） 次に、31 ページになります。議案第59号、「飯田市立上村小学校等のスクールバスの利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤 寿） 議案第59号、飯田市立上村小学校等のスクールバスの利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明をいたします。

遠山郷学園におけるスクールバス利用の拡充を図るため、遠山郷学園内小学校再編による遠山小学校の設置に伴う規則の改正に併せまして、規則の一部を改正したいとするもの

でございます。

34 ページをご覧ください。

上村・南信濃の両地区は、移動を伴う公民館事業等におきまして、地区所有の車両や自治振興センター所有の公用車を使用していますが、昨年度、南信濃地区で所有するマイクロバスを廃車したことに伴い、公用車のみの運行では、乗車人数に制限が生じ、事業における柔軟な企画・運営ができないことから、両地区の公民館及び自治振興センターからスクールバスの利用拡充について申入れがあったところでございます。

次ページ、参考に記載のとおり、スクールバス本来の用途を妨げない範囲で、地域の実情に応じた移動手段の確保を推進するよう、文部科学省及び国土交通省から、令和6年10月11日付で、「児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用について」通知が発出されていることから、児童生徒の通学や学校の教育活動に影響がない場合に限り、両地区の公民館事業における住民等の利用を認めたいとするものでございます。

利用拡充する活動範囲と乗車する者は、3に記載のとおりでございまして、4の施行日等でございますが、公布の日から施行いたします。

なお、遠山小学校の設置に関する部分については、令和9年4月1日から施行いたします。

5の留意事項でございますが、スクールバスの運転手に運行を依頼することとし、運転手との日程調整、運行計画、運転手への委託料及び車両の燃料費の支払いについては、申請者が対応することとします。

また、利用に当たっては、目的外使用申請書を提出してもらうこととし、当面はハイエース2台を活用することといたします。

32 ページをご覧ください。

新旧対照表にて改正内容の説明をさせていただきます。

まず、題名を、「飯田市立遠山小学校等のスクールバスの利用に関する規則」に。

第1条及び第2条第1号中、「上村小学校、和田小学校」を「遠山小学校」に改め、新たに第5条として、「スクールバスの目的外使用」についての条項を追加し、現行の第5条中の「前条」を「前2条」に、同条第5号中、「第7条」を「第8条」に改め、同条を「第6条」とし、現行の第6条以下を1条ずつ繰下げるものでございます。

31 ページにお戻りいただきまして、附則は、施行期日を定めるものでございますが、遠山小学校の設置に関する規定については、令和9年4月1日から施行し、スクールバスの

利用の拡充に関する規定については、公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加） この件につきまして、質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） それでは、議案第 59 号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号は、原案のとおり決定をされました。

議案第 60 号 飯田市立上村中学校と飯田市立遠山中学校の統合に関する準備委員会設置要綱の 廃止について

○教育長（熊谷邦千加） 次に、議案第 60 号、「飯田市立上村中学校と飯田市立遠山中学校の統合に関する準備委員会設置要綱の廃止について」を議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤 寿） 36 ページをご覧くださいと思います。

議案第 60 号、飯田市立上村中学校と飯田市立遠山中学校の統合に関する準備委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について、ご説明をいたします。

平成 21 年 4 月 1 日に上村中学校と遠山中学校と統合し、準備委員会の目的は既に完了しているため、要綱を廃止したいとするものでございます。

附則は、施行期日を定めるものでございますが、告示の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加） この件につきまして、質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） では、これより議案第 60 号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号は、原案のとおり決定をされました。

**議案第 61 号 飯田市立小学校及び中学校の共同学校事務室の設置及び運営に関する規則の一部
を改正する規則の制定について**

○教育長（熊谷邦千加） 次に、議案第 61 号、「飯田市立小学校及び中学校の共同学校事務室の
設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤 寿） 37 ページをご覧いただきたいと思います。

議案第 61 号、飯田市立小学校及び中学校の共同学校事務室の設置及び運営に関する規則
の一部を改正する規則の制定について、ご説明をいたします。

遠山郷学園内の小学校再編に伴い、令和 9 年 4 月 1 日に遠山小学校を設置するため、必
要な改正を行うものでございます。

別表中、「上村小学校、和田小学校」を「遠山小学校」に改めるものでございます。

詳細は、新旧対照表をご覧ください。

附則は、施行期日を定めるものでございますが、令和 9 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加） この件につきまして、質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） では、これより議案第 61 号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は、原案のとおり決定をされました。

議案第 62 号 飯田市児童又は生徒の通級による指導の実施に関する要綱の一部改正について

○教育長（熊谷邦千加） 続いて、議案第 62 号、「飯田市児童又は生徒の通級による指導の実施

に関する要綱の一部改正について」を議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

松澤教育センター所長。

○教育センター所長（松澤和憲） 資料の 42 ページをお願いします。

議案第 62 号、飯田市児童又は生徒の通級による指導の実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、お願いいたします。

飯田市立上村小学校と飯田市立和田小学校を再編し、令和 9 年 4 月 1 日に飯田市立遠山小学校を設置することになっておりまして、飯田市児童又は生徒の通級による指導の実施に関する要綱の一部、別表中にあります「飯田市立上村小学校」を「飯田市立遠山小学校」に改めるものでございます。

新旧対照表は 43 ページ、改訂後の案は 44 ページとなります。

附則としまして、この要綱は令和 9 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○教育長（熊谷邦千加） この件につきまして、質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） これより、議案第 62 号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号は、原案のとおり決定をされました。

議案第 63 号 飯田市中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における小中一貫教育の実施に関する規則の一部改正について

○教育長（熊谷邦千加） 次に、議案第 63 号、「飯田市中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における小中一貫教育の実施に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

松澤教育センター所長。

○教育センター所長（松澤和憲） 続いて、46 ページをお願いいたします。

議案第 63 号、飯田市中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における小中一貫教育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について、お願いいたします。

こちらと同じく、飯田市立上村小学校と飯田市立和田小学校を再編し、令和 9 年 4 月 1 日に、飯田市立遠山小学校を設置することに基づき、本規則の第 3 条の表中、「上村小学校及び和田小学校」を「遠山小学校」に改めるものでございます。

新旧対照表は、47 ページになります。

改訂後の案は、48 ページになります。

附則としまして、この規則は令和 9 年 4 月 1 日から施行となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長（熊谷邦千加） この件につきまして、質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） それでは、これより議案第 63 号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号は、原案のとおり決定をされました。

議案第 64 号 飯田市いじめ問題調査会議運営要綱の廃止について

○教育長（熊谷邦千加） 次に、議案第 64 号、「飯田市いじめ問題調査会議運営要綱の廃止について」を議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

松澤教育センター所長。

○教育センター所長（松澤和憲） 続いて 49 ページをお願いしたいと思います。

第 64 号に入る前に、先月、飯田市議会の第 2 回定例会におきまして、飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されましたので、本定例会では、この条例に関する要綱、要領についてご審議いただきますが、この第 64 号から 67 号にかけてになります。

先に、飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例について、机上に配布しました、飯田市におけるいじめ防止対策に係る組織体系図でご説明をさせていただいて、条例に付随する各要綱・要領をお諮りいただければということになりますので、よろしくお願いいたします。

す。

この図は、大きく飯田市教育委員会と学校、そして市長部局の3つの大きな機関がその図の中にあります。どのように対応するかを示しているものでございます。

本条例によって、いじめ問題に関する協議会や委員会が大きく3つ立ち上がりました。

まず、市長部局に設置されるものを2つ説明いたします。

1つ目は、右側、市長部局の下段になりますが、飯田市いじめ問題対策連絡協議会です。これは、学校、教育委員会だけでなく、警察、児童相談所といった関係行政機関の職員や、学識経験者等といった関係機関の代表者で構成され、関係機関が日頃から顔の見える環境を築き、いじめ防止施策を検討し、いざというときに各機関どのように支援を行うか、連携を整えるところであります。この協議会に関しましては、そこにありますが、こども未来健康部が事務局を担います。

2つ目は、その上の段にあります飯田市いじめ問題再調査委員会ですが、これは、いじめ問題調査解決委員会の調査報告の結果、市長が再調査したほうがよいと判断された場合に、市長部局主導でいじめ問題再調査委員会を設置し、再調査が行われることになります。この委員会に関しては、企画部が事務局を担います。

最後の3つ目、これが飯田市教育委員会の事務局が担う、飯田市いじめ問題調査解決委員会になります。左側のところになります。

重大事態が発生した場合は、飯田市教育委員会のいじめ問題調査解決委員会で調査解決を図るのか、学校におけるいじめ問題調査対策会議委員会で図るのかは、教育委員会で決定します。

そういったいじめ問題調査解決委員会の事務取扱に関する要領を第65号で審議いただくような形になります。

それから、専門家による調査員の派遣にかかわりまして、いじめ問題等調査員に関する、その教育委員会の中にありますページ色のボックスにあります。そのいじめ問題等調査員の設置要綱については第66号で。また併せて、いじめ問題調査員の事務取扱要領を第67号でご審議いただくという形になりますので、この後、よろしくお願いします。

では、資料のほう49ページをお願いいたします。

これが議案第64号、飯田市いじめ問題調査会議運営要綱を廃止する要綱の制定についてのお願いでございます。

この要綱は、飯田市いじめ問題調査会議運営要綱（令和8年3月13日教育委員会告示第5号）を廃止するための要綱でございまして、重大事態の対応については、飯田市いじめ

問題対策連絡協議会等条例に従って、飯田市教育委員会の附属機関として設置する飯田市いじめ問題調査解決委員会において対応することとなるためでございます。

この要綱により、告示の日をもって飯田市いじめ問題調査会議は廃止となり、飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づく、飯田市いじめ問題調査解決委員会に切り替わってということになります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○教育長（熊谷邦千加） それでは、議案第 64 号につきまして、ご質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） では、議案第 64 号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号は、原案のとおり決定をされました。

議案第 65 号 飯田市いじめ問題調査解決委員会事務取扱要領の制定について

○教育長（熊谷邦千加） 続いて、議案第 65 号、「飯田市いじめ問題調査解決委員会事務取扱要領の制定について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

松澤教育センター所長、お願いします。

○教育センター所長（松澤和憲） 続けて、議案第 65 号、飯田市いじめ問題調査解決委員会事務取扱要領の制定についてをお願いします。

50 ページから 51 ページでございます。

この要領は、飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 9 条及び飯田市小中学校いじめ防止のための基本方針に基づき、いじめ問題等の重大事態への対応のため設置する、飯田市いじめ問題調査解決委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条にあります調査解決委員会の所掌事務は、重大事態の調査及び事実の明確化、重大事態の調査結果の答申、そのほか重大事態に関し、飯田市教育委員会が必要と認める事項でございます。

第3条にありますように、調査解決委員会の委員は、この条例にありますように、下に掲げる者たちを教育委員会が任命します。

第2項としまして、委員として任命される者は、当該重大事態の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有しない者いたします。

第4条、そこにあります条例の規定により、調査解決委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により決定いたします。

第2項、委員長は、会務を総理し、調査解決委員会を代表する。

第3項、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理いたします。

第5条は、この条例の規定により、調査解決委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となります。

第2項、会議は、委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聞くことができます。

第4項に飛びまして、調査解決委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるいたします。

調査解決委員会は、学校が主体となって行う重大事態に関わる調査に対して、委員を派遣し、助言・支援ができることいたします。

第7条、調査解決委員会の庶務は、教育委員会が所管いたします。

最後の附則にありますように、要領は、告示の日から施行いたします。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

○教育長（熊谷邦千加） ただいまのこの件についての説明につきまして、質疑はございませんか。

同じような言葉が何度も出てくるので、分かりづらいこともあるかもしれません。

ご覧いただいて、ご質疑ございませんか。

どうぞ、野澤教育委員。

○教育委員（野澤稔弘） この会議、第5条の4項、この手のことに関しては必ずどこかで決めなければならないというのはよく理解していますし、どうしてもこういう決め方でしか決しないとは思っていますが、いじめというのはデリケートな問題がたくさんあるのかと思います。

ここの文言がどうこうということではなくて、やはり多数決という数の論理ではなくて、民主的な説得して、納得してもらうというプロセスというのを、ぜひ大切にしてもらいた

いというのを感じます。

どうしても決めなきゃならないので、こういう形で決めざるを得ないことは、重々承知はしています。しかしながら少数派の立場も尊重して、説得し、できれば納得していただくというプロセスを踏むことが、大切ではないかと考えます。それをやっていないということではありません。文言としては残さなくて結構ですが、そういうプロセスというのが大事だというのは、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○教育長（熊谷邦千加） そのほか、ご異議も含めて何かご意見がございましたら。

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） それでは、お諮りをしたいと思います。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号は、原案のとおり決定をされました。

議案第 66 号 飯田市いじめ問題等調査員派遣要綱の制定について

○教育長（熊谷邦千加） 続いて、52 ページになりますか、議案第 66 号、「飯田市いじめ問題等調査員派遣要綱の制定について」を議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

松澤教育センター所長。

○教育センター所長（松澤和憲） 議案第 66 号、飯田市いじめ問題等調査員派遣要綱の制定についてをお願いいたします。

52 ページから 53 ページでございます。

この要綱は、飯田市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき設置される飯田市いじめ問題調査解決委員会及び飯田市教育委員会がいじめ問題等の問題解決に向けて、専門的知識を有する者を派遣し、調査及び助言等行うために必要な事項を定めるものでございます。

調査員は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員となります。

任用に関しましては、法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門的知識を有する者であって、いじめ問題に造形が深く経験を有する者、その他、教育委員会が必要と認める者で、2 年を超えない期間を任期として調査員を任用いたします。

調査員の派遣を受けようとする学校は、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に派遣を依頼するものとします。

調査員は、学校等の決定事項に基づき、次の第5条第2項を配慮して調査及び助言を行います。

第6条では、調査員は、調査等通じて知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様であることを定めています。

第7条、第8条につきまして、調査員の勤務時間、報酬及び費用弁償については、教育委員会が別に定めるところといたします。

附則にありますように、この要綱は、告示の日から施行いたします。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○教育長（熊谷邦千加） ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

林教育委員。

○教育委員（林 綾子） 先ほどの議案にありました飯田市いじめ問題調査解決委員会の委員とはまた別で、このいじめ問題等調査員というのは、専門的な知識を有する方が派遣されるので、学校にも、また、この解決委員会にも助言をするというような、この図を見てみると、そういうことでいいのかなと思いますが、全く委員会のほうとは別の形で、調査員の方が動くというふうに理解でよかったか、確認です。

○教育長（熊谷邦千加） 松澤教育センター所長。

○教育センター所長（松澤和憲） 図を見ていただくのが一番分かりやすいかなと思いますが、教育委員会内に、いじめ問題等調査員を、まず専門知識を持つ方に行っていただいて、例えば、重大事態が発生したときに、いじめ問題調査解決委員会ができるということ。できたときに、そこの中から専門を持つという話合いに対して、その専門を持つ人たちを委員のほうに入っていただく。

その下に学校に行く矢印で、重大事態の手前に、一つ学校におけるいじめ対策組織というところに一つ赤矢印があるんですが、これは重大事態に至る前、専門的な知識を有する人がそこに行って、調査・解決を図る。重大事態に至る前という部分です。これも学校から要請があった場合、また、教育委員会のほうでその要請を受けて、こちらで検討をして、その専門員を送るということで、まず教育委員会として、いじめ問題等調査員を任用しておくというのがページの部分になります。

そういう形で行いたいということになっております。

○教育長（熊谷邦千加） どうぞ。

○教育委員（林 綾子） 調査員は別の方ではないということですか。同じ人がこれをやるということで。

○教育長（熊谷邦千加） このことについて。

松澤教育センター所長。

○教育センター所長（松澤和憲） 同じ。

○教育委員（林 綾子） ここは別枠になっているように見えてしまったのですが、ここから助言をするわけではなくて、同じ方が学校に行って、その調査解決委員会のほうにもともと所属していて、そこからということですね。調査員として。

○教育センター所長（松澤和憲） はい。

○教育委員（林 綾子） 分かりました。すみません、理解できました。

○教育長（熊谷邦千加） 分かりにくいところ、いろいろ聞いていただいて。

さらに、ご質疑等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） それでは、本案を採決いたしたいと思います。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は、原案のとおり決定をいたしました。c

議案第 67 号 いじめ問題調査員派遣事務取扱要領の制定について

○教育長（熊谷邦千加） 次に、議案第 67 号、「飯田市いじめ問題調査員派遣事務取扱要領の制定について」を議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

松澤教育センター所長。

○教育センター所長（松澤和憲） 議案第 67 号をお願いします。

飯田市いじめ問題等調査員派遣事務取扱要領の制定についてでございます。

54 ページから 55 ページをよろしくお願いします。

この要領は、飯田市教育委員会の附属機関として設置する飯田市いじめ問題調査解決委員会に対応することに関し、調査員派遣についての取扱いに必要な事項について定めるものでございます。

第2条、要綱の第4条に規定する派遣は、次よるものになるということです。

第1項、派遣対象事案としまして、いじめの重大事態に係る第三者による調査等を行う必要がある事案。

いじめ問題等の解決に向け、専門的知識を有する者の助言等必要とする事案。

その他、教育委員会が必要と認める事案となります。

第2項として、派遣手続きとしましては、前項に掲げる事案が発生し、要綱第1条に規定する学校等は、飯田市いじめ問題等調査員派遣依頼書を飯田市教育委員会事務局に提出するものとします。

教育委員会事務局は、提出された派遣依頼書に基づき、調査員を派遣します。

要綱第7条の規定により、勤務時間は30分の単位とし、1回の勤務時間は原則4時間を限度といたします。

要綱第8条の規定する報酬は、第4条にあるとおりです。

詳しくは、そこに書いてある金額とおりとなりますのでご覧ください。

費用弁償に関しましては、調査及び助言等実施した調査員には、市の規定に基づく旅費を支給します。

支給方法としましては、調査員に調査及び助言等を行わせた学校等は、飯田市いじめ問題等調査員派遣実施報告書を教育委員会事務局が指定する日までに提出してもらい、教育委員会事務局は、上記の実施報告書に基づき勤務状況を確認した上で、調査員に報酬を支給します。

そのほか、調査員の派遣上、必要な事項については、その都度、教育委員会が別に定めるとします。

附則にありますように、この要領は、告示の日から施行したいと思います。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○教育長（熊谷邦千加） この件につきまして、質疑はございませんか。

野澤教育委員。

○教育委員（野澤稔弘） 全体がよく理解できたかなと思いますが、こういう手続きというか、プロトコルは非常に大切なので、これはこれとして堅持できるようにして頂きたい。しかしながら、実際の現場は短時間に対応しなくてはならないので、現実の現場とこのプロトコルとの乖離みたいなものを、結局事務方が上手に埋めていかなきゃいけないというふうに私は理解しています。その実際運用としては、このプロトコルを踏まえた上で、スピーディーに対応していくような方向で、ぜひ動いていただきたいなというふうに感じました。

○教育長（熊谷邦千加）　ありがとうございます。

さらに、いかがでしょうか。

質疑はよろしいですか。

（発言する者なし）

○教育長（熊谷邦千加）　ご異議等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加）　それでは、この件につきまして、議案第 67 号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号は、原案のとおり決定をされました。

議案第 6 8 号　令和 8 年度飯田市就学援助費支給対象者の認定について

○教育長（熊谷邦千加）　続いて、議案第 68 号、「令和 8 年度飯田市就学援助費支給対象者の認定について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤　寿）　56 ページをご覧くださいと思います。

議案第 68 号、令和 8 年度飯田市就学援助費支給対象者の認定について、ご説明をさせていただきます。

認定対象者につきましては、別紙のとおりでございます。

それぞれ記載いたしました認定要件にて、飯田市就学援助費支給要綱第 5 条第 1 項の規定により、飯田市就学援助費の支給対象者として認定していただきますよう、ご提案を申し上げます。

説明は以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加）　この件につきまして、質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加）　ご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加）　それでは、議案第 68 号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は、原案のとおり決定をされました。

以上で、議案のほうは終わりいたします。

続いて、次の日程に入りたいと思います。

日程第 7 協議事項

○教育長（熊谷邦千加） 本日、協議事項はございません。

次の日程に進みます。

日程第 8 陳情審議

○教育長（熊谷邦千加） 日程第 8 「陳情審議」ですが、本日は陳情審議はございません。

日程第 9 その他

○教育長（熊谷邦千加） 日程の第 9 にまいりたいと思います。「その他」。

（1）教育委員報告事項

○教育長（熊谷邦千加） （1）教育委員会でございます。

教育委員の皆様方から報告がございましたら、お願いいたします。

林教育委員、お願いします。

○教育委員（林 綾子） 先ほど教育長からもお話がありましたが、6 月 12 日にみらい創造科の研修会として、大阪府泉大津市立小津中学校の大達先生の講演を聞かせていただいて、みらい創造科の飯田市で考えていることとも非常に共通するというか、参考にもなりますが、同じような形で考えて進めていっちゃったんだなと感じたことがありました。

まず、そのご説明の中で、「生徒自身が学校の全体のビジョンをつくって説明したり、あるいはルールメイキングということをしている」ということがお話としてありまして、そこから生徒が自分でつくることがどんどん広がっていく様子というのが大変面白いなというか、素晴らしいなとお聞きしました。

飯田でも、先ほどもちょっとお話ありましたが、生徒会ですとか、学友会などの活動ではかなり生徒主体ということは行われているなというふうには感じるんですが、実際、そ

の学校のルールみたいなのところも、もちろんやっている学校もたくさんあるんですが、もっとも日常的な部分でも、生徒自身がつくるということが、授業の中でも生活の中でも広がっていくといいのかなということを、お聞きしながら感じました。

また、共創プロジェクトというのを、課題も含め紹介してくださったのですが、その中で3つの核心というのが、私はとても気になったというか、「なるほど」と思ったんですが、そこが多分、みらい創造科にもつながっていくのかなと思います。1つが個性。これは好きということだそうです。2つ目が価値。価値というのは、学校や社会を動かす価値。それから3つ目が多様なメンバーということを、資料ですとか、発表の中でお聞きしたんですが、これとても大事なことだなというふうに私自身は感じました。まず、やっぱり好きということがあって、またそこに好きだけではなく、学校や社会を何か、必ず変革しなければいけないということではないけれど、そこに何か社会的な価値みたいなものが見いだせると、とてもつながっていく、そのことも活動がつながっていく一つのきっかけになるのかなと。

それから、学校ならではの、多様なメンバーが集まるというところ、その3つの核心というのを、「なるほどな」というふうに感じながら聞かせていただきました。

この好きを見つけるということ、最後、多分、質問の中でも、「自分の好きというのをどうやって見つけていったらいいですか」というようなことが少し出ていたんですが、この小津中学校では、好きを広げるためにマインドマップとかマンダラチャートとか、とりあえず自分がそれを必ずやるかどうかは別として、全員がまずプロジェクトをつくってみますとか、そういったいろんな手法を取り入れて、自分の好きを見つけていくという作業があったようですが、そういったところって、自分たちが社会人になっても、どうやってプロジェクトを動かしているかみたいなことにつながっていくのかなと思いながらお聞きしました。

また、やはり発表の中でも、先生たちも「ワクワクする」ということをおっしゃっていて、これはみらい創造科でも同じようなキーワードは聞かれているので、同じだなと感じました。

次、2点目ですが、6月15日の小中一貫教育の推進委員会のほうも拝見させていただきましたが、先ほどの6月12日の課題と同じようなこと、「子どもたちの好きをどうやって引き出したらいいですか」という話ですとか、先生の関わり方ということで、皆さん、同じような課題をやはり抱えているのかなということ感じました。

好きに応えようとすればするほど、いろんなグループが立ち上がって、やはり支え手と

いうものが必要になっていくということで、ここでやっぱり地域の力というか、支え手がたくさんいるんだろうなということを感じました。

会議の中で、今、進んでいるみらい創造科の内容を語る校長先生方が大変生き生きしていて、今後はすごく楽しみだなと私自身感じさせていただきました。

一方で、やっぱり学校が、そこに発表した学校に限らずですが、各学校が昔からずっと取り組んでいる取組というのが多分どの学校にもあって、どうしてもそういう伝統行事というか、伝統活動みたいなものにとられるという言葉は悪いですが、やはりみらい創造科とは言いながら、その中で、その伝統の行事なり、取組なりの中で、みらい創造科をつくっていくという形になりがちなということを少し感じています。これは昨年やっていたから引き続きやるみたいなことが、ベースとして決まってしまうと、今現在いる子どもたちの願いというのにどれぐらい応えられているかなということとは、少し感じています。別に、どこの学校がどうということではなくて、やっぱり伝統みたいなことで引き継がれていくものってどの学校もあるので、もちろんそこもすごく大事なことでありますが、そこにしかベースがないというと、少し活動が限られちゃうのかなということを感じております。

それと、大変個人的なことですが、3つ目として、自分の子どもが所属している部活動、中体連が先日ありました。今、部活動地域移行ということで、たぶん最後の部活動、学校としての中体連の参加ということで、非常に複雑なというか、いろいろな思いを抱えながら、先生、保護者、子どもたちが一体となって取り組んできました。その中でやはり仲間の大切さとか、努力の大切さみたいな、本当に青臭いんですが、どんなに努力しても目標にたどり着けない悔しさとか、いろんなことを感じさせてもらって、保護者と先生も一体となって取り組むということはずいぶん貴重ななというのが一つ感じました。

ただ、これは部活動でしか味わえないかという、そういうことでもなくて、こういった取組が、本当は学校の中に部活動じゃない形でも、いま一生懸命、学校で地域を大事にして、地域と一緒に取り組んでいます、こういった部活動にも近いような熱い思いを、保護者、先生、子どもたちが共有して取り組めるものがあるといいなというのをちょっと感じさせてもらったので、ご報告でした。

以上です。

○教育長（熊谷邦千加）　ありがとうございました。

さらにございますか。

じゃあ、麦島教育委員。

○教育委員（麦島真理子） 2件、活動報告させていただきます。

1件目は、6月12日に、みらい創造研修会に出席しました。

小津中学校の実例を学ばせていただきましたが、まず、学校のコンパスというものがあり、生徒一人一人が卒業時に目指したい姿、卒業時に身につけたい力という、終わりを意識するということ、ゴールを明確にするということにかなり時間をかけることが非常に大事であるということでした。そこから授業とか行事とか校則などを生徒が主体となって、どんな学校にしたいかというのを話し合い、年度初めの4月1日に職員室で生徒たちがまず先生たちに学校運営の方針をプレゼンする、そういった学校であるということに衝撃を受けました。

一方、先生たちも生徒を信頼し、できるというのを前提で生徒と関わるという先生のコンパスというものを持っていて、「生徒に任せて、生徒を見守り、ともに喜び、生徒自身もワクワクし、先生自身もワクワクし、生徒と対等に関わることで、生徒から先生への信頼も生まれる」というお話を聞きました。やはり、先生の生徒を信頼して任せる勇気というものが素晴らしいなと思ってお聞きしておりました。

学校で決められているから守らなければならないとか、先生が言うからやらなければならないといった義務的とか受け身的な教育や学習ではなく、まさに生徒が主体的に考え、行動しているということ。小津中の様々なビフォー・アフターとか変化のプロセス、共創プロジェクトの発表の様子を見させていただき、大変驚きました。

現代の中学生は、スマホとかSNSの普及によって他人に矢印を向けたり、人と比較する子が非常に多いと思いますが、自分自身に矢印を向け、自分と向き合い、自分を知る、自分の好きというものを考えたり、好きを広げていくことが、まずはみらい創造科にとってとても大事な土台になると思いました。

そして、「自分の力で社会を変えられると思う」と考えている生徒が81%いるというアンケート結果は本当にすごいと思いました。何かをやろうと思っても、「どうせ」とか「無理」とすぐに諦めてしまう子どもが多い中で、やはり小津中の子どもたちのエネルギーの根底には、先生から生徒へ、「君たちならできる」とか、生徒からも先生へ、「任されている」とか、「自分たちの力でできる」という信頼関係が確立していること。学校のコンパスと先生のコンパスがとても良く好循環を起こしているという、理想的な形であるなというふうに感じました。

2件目は、6月15日に行われた飯田市小中一貫教育推進委員会に出席させていただきました。

その中で行われたワークショップの協議の柱が、「子どもたちを探究する学びに誘うものは何か」というものでした。ワクワク、ドキドキ、新しいもの、好きなもの、身近なもの、疑問を持つもの、人や社会の役に立つものなど様々な意見が出される中で、地域との関わり方とか、大人はどこまで支えてあげられるのかという手助けのバランスとかその程度、お金とか資金のこと、SNSでの発信の自由度とか、様々な問題点もあるなというふうに感じました。

今年度から新たに始まったみらい創造科は、とりあえずやってみようという中で、失敗や路線変更はあって当然だと思います。結果とか評価を気にしすぎず、そうではなく、最後、井手先生がお話されたように、「やっている人にしか分からないワクワクでいいんじゃないの」、そういう言葉に妙に共感させていただきました。

以上です。

○教育長（熊谷邦千加） ありがとうございます。

さらにございませんか。

野澤教育委員、お願いします。

○教育委員（野澤稔弘） 先日はすみません、欠席させていただいて、申し訳ありませんでした。

その間に、飯田短大のほうで2回講師ということでお話させていただく機会がありました。その中では、「自分が今やっていること、何か行動していることというのが、すぐに結果が出ることよりも、時間をおいていろんな形で結果が出てくるようなもの、そういったものにもっと興味を持ってもらえたらいいな」というお話をさせていただいたことと、「自分がこれからいろんな道へ進んでいこうと思うが、その道は決して正しい道でなくて、一番自分が選んだ道が良かったと思えるように努力をすることが大切なんじゃないかな」という話をさせていただきました。

また、ピアニストの辻井伸行さんのコンサートに行く機会がありました。全盲で世界的に活躍されている方です。音楽の詳しいことは分かりませんが、全身で音楽が大好きというのを表現されていました。そういうのを見ると、先ほど2人の方から話があったように、子どものワクワク、ドキドキとか、そういうものというのは、大人が計画的につくって、機会を与えてということよりも、どちらかというと、モノ・コト・ヒトなど様々な出会いが大切ではないかと感じました。辻井さんを見ていると、「3歳のときにおもちゃのピアノを弾いたのがきっかけだった」という話聞いたことがあります。そういう出会い的なものと、あとその子どもが持っているその時の状況、TPOがぶつかるとき、そのときに、そういうものを受け入れる状況にあるかと感じます。さらに今、子どもに減っているなど

思うのが好奇心です。この「みらい創造科」が、なんでもかんでも、これ何、あれ何、どうなっているのというような、そういう心をもっともっと刺激するようなことができるといいなと願います。辻井さんの音楽がああ境遇であそこまで人を引き付けて、そして心を揺さぶることができるということの原点は、ただ音楽が好きということに尽きるのかなと感じます。そう思うと、こういう好きを見つける、どちらかというと、そういうものに出くわす、そういう場を、たくさんの場を社会が提供できるような、そんな場面があるといいのかなと感じました。「みらい創造科」というのが、そういうものに期するようなものとなること、また、そのフォローになればうれしいなと思います。

○教育長（熊谷邦千加）　ありがとうございます。

では、北澤職務代理、お願いします。

○教育長職務代理者（北澤正光）　今、野澤委員が言われた、そういうことが提供できるような学校の在り方のことで、7月3日には、学校の在り方審議会の今年の第2回目のところに行ってきました。中心になったことは、小中一貫教育に適した学校施設の在り方ということで、その望ましい学校施設の形態がどんな形態だったらいいのだろうというようなことがメインの話し合いでした。

結局、これからの学校というのは、単に知識を覚える場ということだけではなくて、その知識を使う練習をして、体で覚えて、今も話題になっていた「探究する場」というようなことが提供できる、そういうことがメインになっていく学校の施設は、どんな在り方がいいのだろうということでした。考えられることとしては、小中一貫となったとき、一体型がいいのか、隣接型がいいのか、今、市内のほとんどがそうになっています分離型。そのメリット、デメリットを事務局のほうでも洗い出してくれてあって、それを基にしながら、在り方の審議会としては、2次答申の中に、どんな施設の形態がいいか提案として盛り込みたいということでした。委員さん方はほぼ全員が、これからのことを考えて、一体型。それが経済的なこととか地理的条件でできないのであれば、隣接型も含め、一体型がいいのではないかという方向で、皆様、ご意見を出されていました。

一体型をつくるというのではなくて、「これがいいのではないのでしょうか」と、その該当地域へ投げかける。最終的にはその当該の学区の地域が、これから検討を始めていく一つの参考材料にするという流れかと思います。施設の在り方についてはそんなことでした。

それからもう1つ。7月6日に、さっき教育長報告のところで、県内の都市教育長会議が飯田市であったとありました。教育長はそちらに当たられたので、私はその代理出席という形で、前から話題になっている南信州地域信州大学連携推進協議会の正副会長会とい

うのに出させてもらいました。

ご承知のように、信州大学の四年制学部を誘致するという話は、先が見えない状況になってしまっているが、この会は続いているので、これからのメインとしては、一つは信州大学絡みで、水循環のグリーン水素の研究について、いよいよ今年度、その施設を本格的に設置する工事が始まっているということで、さらに、この飯田下伊那地域がその水素の活用のことなどを含め、連携を進めていくというのが一つ。

それとは別にもう1つは、信州大学にこだわらずに公立・私立問わず、四年制大学を誘致するというのは、この地域の悲願ではないかということで、もう1回その原点のところにも帰っていかうという提案があって、今後この会議の総会が開かれるので、その総会の議題として、四年制大学を誘致する必要性等について、再度議論を深めてやっていきたい。ついては、その正副会長会のところでも、「みんなで意見交換をしましょう」ということになり、全員が発言されたのですが、かなり熱い意見が出ていて、「人口が減少して、少子化が進んでいく時代に、あえて大学をつくろうというか、誘致しようとしているわけですから、相当な思いと覚悟がないと、学生は集まらない」とか、「発足したが大学が続かないというようなことになってしまうので、その学びの内容とか、どんな資格が取れるとか、そういうことを絞り込んで特化したもの、この地域ならではの特化した大学の学部なりを誘致しないと駄目じゃないか」とか。それから、「今話題になっていた飯田市のみらい創造教育が園・小・中・高とつながっている、その先にある大学というような、設置の仕方とか枠組みも考えていかないと特色は出ないのではないか」といったようなこととか。「何とんでも、この地域の雇用が、その学生が卒業した後、受け入れられるというか、それが可能になる、生かされるような、その雇用状態を作り出していないと、いくら大学を設置しても、または誘致しても、結局、その後、人材が育っていないとか、人材が生かされないとかということになるのではないかな」など、かなり熱い議論が40分ぐらいやり取りされました。そうした議論がだんだん広がっていかないと駄目だなというふうに、出席していて感じました。

あと、長くなっていますが、この間、7月7日に教頭会があって、その教頭会のところでも、今、委員さん方が言っていたみらい創造科の授業が始まって、みらい創造科の具体的な各学校の取組を教頭先生たちが1事例ずつ持ち寄って、グループワークから入るというやり方だったので、私は、全部の学校から出たその1事例がどんな事例か、全部のタイトルだけずっと書き出していったのですが、小学校のほうは、例えば四年生は学校巡りとか野菜育てとか、三年生で人形劇の創作とか、同じ三年生で園児と遊ぼうとか、水引に挑

戦とか。それから、ある学校は学年ではなくて、全校でダンス、歌、柔道、保育士とかと7チームに分かれて、自分の行きたいチームに入って探究していくというのもありました。また、ある小学校はもち米づくりなのですが、今年は合鴨を2羽飼って、その合鴨に草取りさせながら、最後、そのもち米の加工まで行きたいとか、堅穴住居に挑戦とか、自分の学校の学友林の遊具が壊れているので、それを修復して全校で活用しようとか、または、去年野菜づくりをやったら失敗しちゃったので、そのまま今年は野菜づくりに再挑戦という。ほかの学年はその畑を大人に耕してもらうが、その学年だけは自分たちで耕すところから全部始めるとか、ある学校の六年生は、思い出をまとめて自分たちで映画をつくろうという企画で動いているといったことが小学校でした。

中学校のほうは、環境とか、食と福祉とか、イベントとかって、4つぐらいのグループに分かれてやりますという学校。それから、猿庫の泉の湧き水の活用とか、それを使って観光スポットにするものをつくろうとか。ある学校の一年生は、大規模校なので、「学年全体が笑顔になれる一日をデザインする」という、どんなふうになれば学年全員が笑顔になれるかというのを考えて、具現するというようなものもありました。

ある学校の一年生は、「飯田はどう変わるか、未来について考える」というのが大きなテーマで、今は各分野に分かれて取り組み始めているというようなところとか、遠山中は、全校で「遠山自慢」というのを個々のテーマで調べていく。小と中と全部言い切れませんでした。そんなことで今スタートしている。この後どんなふうに進んでいくのか、楽しみに見ていきたいと思います。

以上です。すみません、長くしました。

○教育長（熊谷邦千加） ただいまのご報告につきまして、何かご質問等がございましたら。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○教育長（熊谷邦千加） はい、ありがとうございました。

（2）教育次長報告事項

○教育長（熊谷邦千加） では続いて、「教育次長報告事項」に入りたいと思います。

教育次長、報告事項がありましたらお願いします。

○教育次長（秦野高彦） ございませぬ。

○教育長（熊谷邦千加） はい。

(3) 社会教育担当参事報告事項

○教育長（熊谷邦千加） 続いて（3）番に入ります。「社会教育担当参事報告事項」。

参事のほうからご報告がございましたらお願いいたします。

○社会教育担当参事兼国民スポーツ大会推進室長（堤 幹雄） ございませぬ。

○教育長（熊谷邦千加） はい。

(4) 教育政策課関係報告事項

○教育長（熊谷邦千加） 続いて（4）番、「教育政策課関係報告事項」。

上沼教育政策課長。

○教育政策課長（上沼昭彦） それでは、遠山郷学園におけます小学校再編の取組と、これからの学校のあり方に関する審議の状況につきまして、前回の報告以降の取組について、報告をさせていただきます。

まず、遠山郷学園小学校再編の取組でございます。資料の3ページをご覧ください。

こちらはこれまでの取組の経過を記載してございますが、本日は4ページの下段、色塗りになっている箇所の合同生活授業と、第5回の校名等検討部会、こちらの取組について報告をさせていただきます。

資料飛びまして7ページになりますが、6月30日より、第1回の合同生活授業が始まっております。こちらの資料は、合同生活授業に関する保護者向けの通知文書でございますが、こちらに合同生活授業の目的、期間、学級の編成や学級担任等々、詳細が記載されてございます。

合同生活授業の目的でございますが、上村小と和田小の児童と一緒に学校生活を送ったり、合同で授業を行うことで、児童、保護者、教職員が再編後の学校生活や授業のイメージを共有したり、相互理解を深めることで、再編後の遠山小学校での学校生活に円滑に移行できるようにするものでございます。

合同生活授業ですが、一学期に1回、二学期に2回、こちらの日程で実施をいたします。場所は上村小学校でございまして、学級の編成、また学級の担任等、こちらに記載されているとおりでございます。

資料は9ページになりますが、学校の日課が記載をしてございます。特徴といたしまして、児童が主体的に深く、そして楽しく学べる授業を目指しまして、1コマ40分授業としています。また、業間のチャイムをなくし、40分掛ける2コマと休憩時間を1つのブロッ

クとした日課で行っております。これによりまして、児童が集中しやすく、またメリハリを持った授業や、授業時間を見直すことで生まれる創造の時間、これらを作り出しまして、遠山郷の豊かな自然を生かした探究活動や、児童一人一人のペースに合わせた学習の時間として活用するものでありまして、これらの再編後の学校の大きな魅力の一つにしていきたいといった取組でございます。

10 ページは、合同生活授業期間におけます主な予定を掲載してございますが、学園での引き渡し訓練や授業参観などを取り入れまして、子どもたちの様子を保護者や地域の皆さんにも見ていただいているところでございます。

資料 11 ページからは、和田小学校の児童の合同生活授業中の通学方法を記載してございます。

和田小学校の児童が、登校時は南信濃地域交流センターの北側入口からスクールバスに乗りまして、下校時は同センターの南側駐車場で下車することとし、安全面や運行面で課題がないかを確認しながら通学しているところでございます。

なお、この合同生活授業が終わりましたら、振り返りのアンケートを児童、保護者、先生を対象に実施し、その結果を踏まえながら2回目以降の合同生活授業につなげていく予定でございます。

続きまして、7月9日には第5回の校名等検討部会を開催させています。

この部会におきましては、校歌の制作状況についての報告、そして校章のデザインの案についてご検討をいただいております。

資料6 ページに記載してございますが、校歌の制作につきましては、元上村小学校教頭で、現在竜東中学校で音楽専科されている葭本直樹先生に作詞・作曲をお願いしてございます。校歌の歌詞、またフレーズについて、実際、上村小や和田小の児童と対話する機会をつくりながら取り組んでいるといった報告等いただいているところでございます。

また、校章のデザインにつきましては、寺澤朝子さんをお願いをしております、3つのデザインに文字を組み合わせた計12のデザインについて、当日、寺澤さんから自ら意図、デザインの意図、コンセプトを検討部会の委員の皆様にご説明いただきまして、どのデザインが良いかについてご検討いただき、候補案を選定したところでございます。

なお、7月28日に第5回の再編検討委員会の全体会を開催する予定でありまして、第1期の合同生活授業の振り返りと、再編後の小学校の校章のデザインの検討を行う予定でございます。

続きまして、学校のあり方審議会における検討状況でございますが、今年度第1回のあ

り方審議会を6月8日に開催しておりますので、その状況について報告をさせていただきます。

あり方審議会におきましては、これからの学校の配置・枠組みに関する第2次答申の策定に向けまして、その骨格となります4つの論点について審議をいただいております。

1つ目が、学校のあり方を検討する際の基本的な考え方。論点の2つ目が、課題を共有するための課題の明確化。3つ目が、学園地域における協議検討の期間や時期。4つ目が、学校施設の形態と位置に関する考え方についてでございます。

第1回審議会におきましては、論点2と3について検討・審議をいただいております。

資料13ページから20ページにかけましては、第1回の審議会の会議録となっております。記載内容が多いですので、本日は概要のみ、ポイントを絞って説明させていただきます。

資料飛びまして24ページをご覧ください。

こちらの資料は、論点2、課題を共有するための課題の明確化に関する検討資料となります。

審議の趣旨でございますが、課題意識の高い学園地域が主体的に検討を開始し、相互理解を深めるための協議を促進する観点から、学校教育の面から見る課題を明確にし、検討を進める必要がある学園とその順番を定めたいとするものでございます。協議のポイントは記載のとおりでございます。

資料25ページになります。

こちらは、学校教育の面から見る課題を明確にするため、その前の令和7年第4回の審議会におきまして、児童生徒の学びと学校の教育活動、学校運営の2つの視点から、「学校が小規模であることの強みや弱みは何であるか」ということについて意見交換を行っております。また、その上で、「小規模教育の良さが得られなくなる状況、また課題を補いきれなくなる状況とはどのような状況なのか」について、意見交換を行ってございます。

25ページの資料は、学校が小規模であることの強み、また弱みについて、審議会で確認された意見を整理した資料となります。

学校の規模が小規模であることの強みを、児童の学びの視点から見ますと、例えば、「個に寄り添った個別の対応ができる」、「人間関係の安定感」、「機動性が高く小回りが利く」とこういった意見をいただいております。

また、学校の教育活動や学校運営の視点で見ますと、「児童の状況が把握でき、個別対応が可能になる」、「児童をやりたいが実現できる」、「小回りが利き柔軟な対応ができる」と

いった意見が確認をされております。

一方で、小規模であることの弱みを、児童の学びの視点から見ますと、「人間関係が悪化した場合等、逃げ場がない」、「協働的な学びを深める対応が必要になってくる」、「関係性に固定化が生じる」といった意見をいただいております。

また、学校の教育活動や学校運営の視点で見ますと、「学校を取り巻く様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある」、「協働的な学びの構築が難しい」、「先生同士が切磋琢磨できなくなる」、「負担が増加する」といった意見等が確認をされております。

26 ページをご覧ください。

こちらは、もう 1 本のテーマであります、「小規模教育の良さが得られなくなる状態」、また「課題を補いきれなくなる状態」について、審議会で確認された意見等をまとめた資料となります。

こちらについては 3 点、ポイントを整理してございます。

1 つ目が、「複式学級になる」、「既になっている状況」でございます。「複式学級になることで、子どもたちの社会性を育む機会が損なわれるのではないか」、「関係性の構築に難しさが生じるのではないか」、「人間関係や評価が固定化するのではないか」といった、児童の学びの観点から見た課題による意見によるものでございます。

2 つ目が、「児童数が極小になる状態」でございます。

極端に子どもの数が減りまして、例えば一学年で 2 名といった状態になってしまうと、複式学級同様に、子どもたちの学びの面で様々な課題が生じてくるのではということでございます。

3 つ目が、「学校運営が立ち行かなくなる状態」ございまして、「学校がマネジメントの工夫に限界を感じた場合や、学校が様々な学び多様な学びの環境を整えられない状況になった際は、課題を補いきれなくなるのではないか」といった意見であります。

以上の議論を踏まえますと、資料 27 ページになりますが、学校の学びや教育活動から見る喫緊の課題といたしましては、「学園内の小学校において、既に複式学級が存在している、もしくは近い将来、複式学級になる可能性がある学区については、児童生徒数がさらに極小化したり、学校運営が立ち行かなくなる状態になる前に、学園内の学校のあり方についての協議・検討を開始するよう働きかけを行う必要があるのではないか」ということを確認したところでございます。

続きまして、資料 28 ページになります。

こちらは、学校の施設面から見る喫緊の課題について、審議会にて共有をした資料とな

ります。

こちらの資料は、各学校の建築年数を示した図となりますが、多くの学校で老朽化が進んでいるところでございます。なお、当市におきましては、全ての学校施設において耐震の改修を行っているため、やはり今後、老朽化への対策が課題となってまいります。

資料 29 ページになります。

こちら、学校施設を安全に長く使用するためには、長寿命化の改良工事が必要となってくるということ。そして、その工事は効果が高いとされている築 60 年までの間に実施する必要があるということ。それらを踏まえますと、長寿命化の改修工事を実施していない築 60 年超えた施設につきましては、長寿命化の改修工事の効果が期待できないために、これに該当する施設については、今後改築していく必要があるといったことを確認した資料となります。

資料 30 ページになりますが、こちらは長寿命化型の改修工事の効果が期待できない、いわゆる築 60 年超えた学校施設を示した資料となります。

ご覧のとおり 6 校が該当となりますが、うち和田小学校につきましては、来年度より遠山小学校として現在の上村小学校を使用することになりますので、対象は 5 校になります。

学校の施設に関しましては、全校で耐震の工事を行っておりますが、仮に複数回に及ぶ大規模な地震や余震が発生した場合に、築 60 年以上経過している校舎は、施設にどのような影響が生じるのか、また、そのまますぐ学校再開できるのかといった面では懸念があるところでございます。

教育委員会といたしましては、児童生徒の学びの場を保障していく責務がございます。大規模な地震があった場合も、学校を極力早期に再開していく必要がございます。

仮に、大規模な地震が発生をし、学園内のある学校の校舎で施設の改修等が必要となり、その対応に時間を要する、しばらく学校は使用できないことになったとしても、同じ学園内の他の学校が即時開校できれば、施設の改修が必要となった学校の子どもたちも、同じ学園内の他の学校に分散登校するなど、学校の即時再開に向けた対応が可能となってきます。しかし、学園内の複数の学校の校舎が築 60 年を経過しており、大規模な地震等により校舎の改修に時間を要してしまうことになると、学園内での分散登校もできなくなり、学校の即時再開が保障できない可能性もございます。

これは避けるべき状況でございまして、学校の施設面から見る喫緊の課題であることを確認したところでございます。

以上を踏まえますと、資料 31 ページとなりますが、学校の施設面から見る喫緊の課題と

しては、長寿命化改修に適さず、施設の改築の対象となってくる築 60 年超える施設を有する学校が学園内に複数存在する学園については、学園内の学校のあり方について、協議・検討開始いただくよう働きかけを行っていく必要があるのではと確認したところでございます。

資料の 32 ページとなります。

学校のあり方の協議検討を開始する学園につきまして、学校の学び、教育活動の面から見る喫緊の課題の視点から整理をした資料となります。

先ほどの整理のとおり、学園内の学校におきまして複式学級が存在している、もしくは近い時期に複式学級になる可能性がある学園として、こちらに赤字で記載されている 3 つの学園が対象になってくるということでございます。

資料 33 ページになりますが、こちらは学校の施設面から見る喫緊の課題の視点で、学校のあり方の協議・検討を開始する学園について整理した資料になりまして、こちらも先ほどの整理のとおり、主要な学校の施設において築 60 年を超える施設が複数存在する学園ということで、こちらは飯田東学園が対象になってくるということを記載してございます。

資料 34 ページになりますが、こちらは課題の緊急度の視点から見る協議・検討を開始する学園とその順番について整理した資料となります。

学校の学び、教育活動の面から見る喫緊の課題の緊急度としては、遠山郷学園以降、このような順番になっていること。また、施設の面から見る喫緊の課題の緊急度としては、飯田東学園が最も高いということを確認した資料となります。

以上を踏まえまして、論点 2、課題を共有するための課題の明確化について、学校の学び、教育活動から見る喫緊の課題と、学校の施設面から見る喫緊の課題の視点で検証をいたしまして、その対象となる学園と協議・検討を開始する順番等整理したところでございます。

資料 36 ページになります。

こちらは先ほどの論点 2、課題を共有するための課題の明確化、この整理を踏まえつつ、論点 3 といたしまして、学園地域における標準的な協議・検討の期間と、それに基づきまして協議や検討を開始する時期のめど確認した資料となります。

資料 37 ページとなりますが、こちらは学園地域における協議・検討や、学校現場等での協議や再編の準備、そして学校の施設の改修にかかるトータルの標準的な期間として、おおむね 7 か年程度要するということを確認した資料となります。

資料 38 ページになりますが、こちらは学園ごとの協議・検討の開始時期を示した資料と

なります。

なお、この資料の留意事項でございますが、学校の再編の可否につきましては、学園地域におけます協議・検討の結果により判断することとなるため、学園地域における協議や審議の結果、学校を再編するとの結論を得た場合を想定した資料となっております。よって、全ての学園地域がこのスケジュールや工程で進んでいくことを想定するものではなく、特に施設の整備につきましては、市の財政状況や他の施設の長寿命化、改修との影響を見定めながら検討する必要があるがございますので、時期はあくまでめどといった形になります。

それを踏まえた上で、子どもたちの学びや教育活動の面から見る喫緊の課題と、学校施設の面から見る喫緊の課題への対応といたしまして、先ほどの協議・検討・再編の準備に要する期間を踏まえながら、対象となる学園の検討開始時期を整理したものととなります。

遠山郷学園におきましては、既に小学校再編の取組が進んでおりまして、令和9年4月に新たな学校を開校する予定でございます。

竜東学園におきましては、既に学園地域における協議・検討が始まっていますので、小学校を再編するという判断になった場合は、令和9年4月より教育現場や教育委員会による検討準備、また地域との連携による再編検討委員会の協議が開始されることが想定をされます。

竜峡学園におきましては、三穂小学校が令和13年度に複式学級となる可能性がございますので、複式学級の可能性が高まる前に方針を見出すためにも、遅くとも令和10年4月からは検討を開始したらどうかということ。

また、飯田東学園におきましても、施設の老朽化を考慮すると、こちらも遅くとも令和10年4月からは、学園地域における協議・検討の開始を見通す必要があるだろうということを確認したものでございます。

これらを踏まえすと、4つの学園におけます喫緊の課題への対応については、令和9年度から令和19年度まで、おおむね10か年程度要するのではないかとこのところを確認したところでございます。

以上、少し時間をいただきましたが、8年度第1回目の審議会におけます論点2と論点3の検討状況の報告となります。

なお、7月3日に第2回のあり方審議会を開催いたします。先ほど北澤委員からも報告をいただいたところでございます。こちらについては、改めて資料を整えた上で報告させていただきますが、論点4、学校施設の形態と位置に関する考え方について審議をいただいております。

これで、4つの論点に関する審議が終了いたしまして、今後は、審議会におけます第2次答申の発出に向けて、審議会に小委員会を設置いたしまして、答申案の策定を進めていく予定でございます。

今後の予定といたしますと、年内に審議会より第2次答申をいただきまして、年度内に第2次方針を作成するという予定でございます。

説明は以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加） 何かご質問、ご意見等ありましたら。

野澤教育委員。

○教育委員（野澤稔弘） 施設の改修等を、工事をしなきゃいけないのは、もう自明の理だとは思いますが。建築費用については、私の会社ではありませんが、3年くらい前に計画した、予算1億の工場建設が、建ててみたら結局4億円かかったと聞きました。

このように、今の建設費用というのは下がらないと考えると、10年かければもっとかかると考えられます。これはやらなきゃいけないことは理解できますが、本当にやるだけの予算を確保できるのか心配ですが、その辺り何かございますか。

○教育長（熊谷邦千加） 上沼教育政策課長。

○教育政策課長（上沼昭彦） ご質問ごもっともでございます。工事費が今後高くなっていくことが想定されますので、それに伴いまして市の財政にもかなり負担がかかってくるものが想定されます。

実際の施設の改修におきましては国の交付金を有効に活用することと、あとはそこに当たります起債などを充てて、極力、市の財政的な負担を軽減しながら進めていきたいと考えております。

文科省に学校施設の環境改善に対する交付金があり、例えば学校再編に伴う施設改修などが対象になります。また、そこに充てられる起債がございますので、そういった有利な財源を効果的に使いながら施設改修を進めていく必要があると認識しています。

○教育委員（野澤稔弘） おそらくほかの地域も全く同じ状況だと思うので、ぜひ頑張って取っていただければと思います。よろしくお願いします。

○教育長（熊谷邦千加） さらに、いらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（熊谷邦千加） はい。

（5）学校教育課関係報告事項

○教育長（熊谷邦千加） では、続いて「学校教育課関係報告事項」にまいります。

○学校教育課長（伊藤 寿） 特にございません。

○教育長（熊谷邦千加） はい。

（６）教育センター関係報告事項

○教育長（熊谷邦千加） （６）「教育センター関係報告事項」。

○教育センター所長（松澤和憲） 特にございません。

○教育長（熊谷邦千加） はい。

（７）生涯学習・スポーツ課関係報告事項

○教育長（熊谷邦千加） 続きまして「生涯学習・スポーツ課関係報告事項」。

堤参事。

○社会教育担当参事兼国民スポーツ大会推進室長（堤 幹雄） お世話になります。

生涯学習・スポーツ課の木下課長が、今まだ体調不良で休んでおりますので、私のほうから、１点、資料ございませんが、報告だけさせていただきます。

既に新聞報道等でもございましたが、今年度 10 月 12 日に予定をしておりました風越山トレイルマラソン、こちらにつきまして、6 月 30 日に実行委員会を開催いたしまして、昨年、ご承知のとおり、開催直前に熊の出没によって中止したという中で、今年の熊の目撃情報、また出没情報が多発しておる状況の中、県内外の開催状況等も参考にしながら、慎重に実行委員会の皆様と検討いたしました結果、やはり現状の中で、熊対策、さらにスタッフの確保に困難な状況だということから、今年度については中止をすることといたしました。

ただ、令和 9 年度以降の開催については、まだ決めた段階ではございませんので、また改めて検討会議のようなものを実行委員会の下に設置いたしまして、秋以降から検討してまいりたいと、そんなふうに思っております。まずは今年度、そういった経過の中で中止にいたしましたことを報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○教育長（熊谷邦千加） はい。

もう少し続けたいと思います。

（８）国民スポーツ大会推進室関係報告事項

- 教育長（熊谷邦千加） 「国民スポーツ大会推進室関係報告事項」。
- 社会教育担当参事兼国民スポーツ大会推進室長（堤 幹雄） ございませぬ。
- 教育長（熊谷邦千加） はい。

（9）文化財保護活用課関係報告事項

- 教育長（熊谷邦千加） それでは（9）番、「文化財保護活用課関係報告事項」。
- 文化財保護活用課長兼考古博物館長（下平博行） 特にございませぬ。
- 教育長（熊谷邦千加） はい。

（10）公民館関係報告事項

- 教育長（熊谷邦千加） （10）「公民館関係報告事項」。
- 市公民館副館長（小林和弘） 特にございませぬ。
- 教育長（熊谷邦千加） よろしいですか。

はい、さらにはもうちょっと進みたいと思います。

（11）文化会館関係報告事項

- 教育長（熊谷邦千加） （11）「文化会館関係報告事項」。

筒井文化会館館長。

- 文化会館館長兼新文化会館整備室長（筒井文彦） 文化会館から1点、人形劇フェスタのご案内でございます。

お手元にガイドブックをお配りしてありますので、詳細はそれをお読みいただきたいと思います。今年7月30日から8月2日までということで、再来週から始まるということとであります。

お手元のガイドブック14ページをご覧いただきたいと思います。改めて、「みる 演じる ささえる わたしがつくる トライアングルステージ」ということをテーマに掲げまして、今年行います。

主にトピックスとなる海外からやってくる人形劇ということも16ページにございまして、さらにページをめくっていただきますと、今年の特徴的な公演、特に17ページには、地元の中学生、高陵中学校黒田人形部の皆さんですとか、そのほか、伊豆木人形クラブなど地元の皆さんが行われる人形劇も書いてありますので、ぜひご覧をいただき、さらには最終日にはお別れの会、お別れパーティーもございまして、ご参加をいただければと思いま

す。

人形劇フェスタ、いろんな皆さんにご協力いただいて、ぜひ成功裏に開催したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

なお、現文化会館の改修の工事も、使いながら改修するということで、少しずつ工事をやっていますが、この人形劇フェスタが終わりましたら、会館棟の空調ですとかトイレも使いながら改修するということで、若干、利用される皆さんにはご不便をおかけしながらということになりますが、改修も進めているということでご理解いただければと思います。

以上になります。

○教育長（熊谷邦千加） はい。

(12) 中央図書館関係報告事項

○教育長（熊谷邦千加） 続きまして（12）「図書館関係報告事項」をお願いします。

矢澤中央図書館館長。

○中央図書館長（矢澤 恵） 図書館から2点お願いいたします。

初めに、お手元のほうにお配りしております資料の令和8年度図書館概要についてでございます。こちらは毎年、図書館の状況をまとめたものとして作成しております。

内容といたしましては、令和7年度の蔵書の状況、利用の状況、事業報告を記録いたしまして、それに基づきまして、図書館サービス計画に沿った令和7年度の運営の成果と課題、令和8年度の重点取組について記載しております。

図書館の現状といたしまして、時間があるときにお目通しいただきまして、ご意見、ご助言をいただければと思います。

続きまして、資料の39ページをご覧ください。

8月23日に、伊那谷地名研究会と共催で開催いたします第31回伊那谷地名講座のご案内でございます。

地名は、地形や歴史、民俗など、様々な要因があって名付けられており、紐解くとその地域の歴史が見えてくるものでございます。第31回の今回は、南アルプスや伊那山脈の地名の由来について取り上げます。市民の皆さんの郷土への関心を高める目的で開催いたします。

また、伊那谷地名研究会の方は、研究成果を書籍や資料としても発表しており、中央図書館の郷土資料室に地名コーナーを常設で設置してございますので、そちらも併せてご案内したいと思います。

説明は以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加） もう少し最後まで続けたいと思います。

（13）美術博物館関係報告事項

○教育長（熊谷邦千加） 「美術博物館関係報告事項」。

牧内美術博物館副館長。

○美術博物館副館長兼歴史研究所副所長（牧内 功） それでは、美術博物館から3件お願いいたします。

40 ページからご覧ください。

美博ニュースで8月号でございますが、夏休みに行う事業だけ説明させていただきます。

7月18日から8月23日まで、美術博物館・考古博物館・秀水美術館・上村・遠山郷の2つの館のスタンプラリーを実施いたします。

8月8日開催の「ワクワクびはくで夏休み 2026」につきましては、後ほど別紙で説明させていただきます。

プラネタリウムにつきましては、8月8日から8月14日まで、夏休み投影期間としまして、平日3番組の投影と予約投影を行います。また、8月2日・9日・16日は、太陽の黒点観察会も行います。

7月18日から8月30日まで、柳田館・日夏館につきましても平日開館をいたします。

8月の「こどもタイム」につきましては、8月16日に展示室で話せるトークフリータイム等にお絵かきコーナーを春草の常設展示室に設置いたします。

41 ページにつきましては、長谷川善和コレクションの展示に関連した市民講座とか、各種講座について記載しておりますのでご覧ください。

ちょっと飛んでいただきまして、先に44ページからの8月8日開催の「ワクワクびはくで夏休み 2026」のチラシをご覧ください。

親子を中心としましたより多くの市民に美術博物館身近に利用してもらい、来館を通して伊那谷の自然や文化に親しみを持つ機会になること目的としまして、平成18年から美博まつりを開催していましたが、令和2年度から、コロナ禍でも実施できるような内容を検討しまして、事前予約制の現在のスタイルに変わしまして、今年で6回目となります。

今年度、展示室以外のロビー、講堂、科学工作室、市民ギャラリー、柳田館を使いまして、9つのワークショップとスタンプラリー、プラネタリウムでは5つの番組の投影を行います。今年度も約500人程度を見込んでおります。

次に、すみません、戻りまして 42 ページをご覧ください。藤本四八記念小中高校生写真賞についてご説明いたします。

この事業につきましては、平成 29 年度から現在の藤本四八記念小中高校生写真賞を創設しておりまして、平成 21 年度の藤本四八写真文化賞の小中高校生の部から数えまして 17 回目となります。

今年度は、夏休み前に対象となります児童や生徒に事業を知ってもらうように、飯田下伊那地域の小中学校、高校に、このチラシを配布済みとなっております。

写真のテーマは自由で、藤本四八記念賞 1 作品ほか、小学生、中学生、高校生の部門ごとに、しんきん大賞、水谷章人特別賞、飯田市教育長賞、飯田市美術博物館館長賞を授与いたします。

9 月 19 日から 11 月 23 日の締切りまで、約 2 か月間募集をいたします。

43 ページには募集要項ほか、選考委員会、あと締切り後の審査会、表彰式について日程を書いております。

全作品を美術博物館のロビーと、続いて飯田信金の本店ロビーで展示することになっております。

また、よろしければ、お子さんや友人のお子様にも、お声がけをいただければ助かります。

以上でございます。

○教育長（熊谷邦千加） はい。

（14）歴史研究所関係報告事項

○教育長（熊谷邦千加） 引き続き、「歴史研究所関係報告事項」を牧内副所長お願いします。

○美術博物館副館長兼歴史研究所副所長（牧内 功） それでは、46 ページからの第 23 回飯田市地域史研究集会のチラシをご覧ください。

本年度の研究集会は、9 月 12 日・13 日に、「飯田下伊那の女性が生きた近現代」をテーマに開催いたします。

1 日目は、「地域に根差した女性の学習『読む』営みを中心に」と題して、慶應義塾大学の山梨あやさんに基調講演を行っていただき、自由論題としまして、3 人の報告を予定しております。

2 日目はシンポジウムとして、明治期から戦後まで、時代の変化により生まれた教員や工場での仕事、家庭や村での農作業、養蚕業、家事から地域の産業の担い手として変わっ

てきた女性の労働や、戦後の民主化の中での婦人会の活動、読書会などを通じまして、女性が社会参加の機会を広げていった事例などについて、5人の方に報告をしてもらった後、討論や意見交換を行う予定でございます。

会場は市役所C棟3階の会議室で、Z o o mによりますオンライン併用の開催となります。

8月1日から参加の申込みを受付けることになっております。オンラインで聞きたい部分だけでの参加も可能ですので、また参加をご検討いただきたいと思います。

以上です。

○教育長（熊谷邦千加） それでは学校教育課から今の歴史研究所まで報告をいただきましたが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） はい、ありがとうございます。

全体を通して、何か言いそびれたことや聞きそびれたこと等ございましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） はい。

それでは、次の日程に入ります。

（15）今後の日程について

○教育長（熊谷邦千加） 今後の日程につきまして、事務局の説明をお願いします。

北澤総務係長。

○教育政策課総務係長（北澤五月） お願いします。

では、本資料の2ページ、（15）の今後の日程についてご覧ください。

17日、今週の金曜日ではありますが、三遠南信教育サミットが阿智村の会場となり開催されます。乗り合わせていくように手配をしておりますので、またよろしく願いいたします。

7月24日金曜日は、飯伊地区の市町村教育委員会と県教育委員会との懇談会が合庁で行われます。こちらは教育長と教育長職務代理者、2人にご参加いただくものとなりますのでよろしくお願いします。

また、7月30日から8月2日、飯田人形劇フェスタに関しましては筒井館長がお話したとおりです。

来月開催の8月定例会は8月18日の火曜日に、こちらの会場で開催予定ですので、よろしくお願いをいたします。

日程は以上となります。

○教育長（熊谷邦千加） はい。

三遠南信教育サミットのテーマはこちらで決めて、「部活の地域展開の現状と今後の課題」という論題で、今まで生涯学習・スポーツ課が中心に取り組んできたところと、今後の課題について説明を申し上げたいと思います。

一番、地域クラブを立ち上げて、今、正式には30までいったんですが、そのほかの移動が課題なので、バスをどう使うというようなこととかですか、そうしたことのまだ最終決定まで行っていないんですが、そんなお話をさせていただく。大体20分くらいの説明で、10分くらいの質疑というような予定かなというふうに思っていますが、よろしく願いしたいと思います。

じゃあ、日程についてはよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（熊谷邦千加） 私と職務代理、先に行ってちょっと準備をしますので、ということでよろしく願いしたいと思います。

日程第10 閉 会

○教育長（熊谷邦千加） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了といたします。

お疲れ様でした。

閉 会 午後 5時00分